

STOP!



P!

暴走族・暴走行為

暴走行為をしない、させない、見に行かない

暴走行為のない静かな街を！

暴走族のいない安全で平穏な生活を！

暴走族の根絶・暴走行為の防止をめざして
みんなで取り組んでいきましょう！



北海道警察シンボルマスコット
「ほくとくん」



北海道・北海道教育委員会・北海道警察
公益社団法人 北海道交通安全推進委員会





暴走族・暴走行為をなくすために…

まず、あなたから はじめましょう。



保護者・学校の先生・職場のみなさん— お願いします!!

説明してください

暴走行為がいかに危険で周囲に迷惑をかけているのか。そして、後には罰則や免許取り消し・停止といった厳しい処罰がまっていることを説明してあげてください。

また、暴走行為を助長してしまうため、暴走族などの見物には行かせないようにしましょう。

心がけてください

暴走族への加入や暴走行為をした少年の保護者等の多くは、「問題はなかった」、「うちの子は大丈夫」と、非行の兆候を見逃していました。

暴走族に加入させないためには、服装や言動等の小さな変化を見逃さず、愛情をもって接し、非行防止に努めることが大切です。

「いずれやらなくなるさ…」などの無関心な考え方では、暴走族の根絶、暴走行為の防止をすることはできません。

暴走行為等への厳しい処罰

危険・迷惑な運転

公園、駐車場、広場、その他の公共の場所（道路を除く）で、正当な理由がなく、他人の危険・迷惑となる急発進、急停止、急回転、空吹かしをすると…

北海道暴走族の根絶等に関する条例第14条違反

罰則 5万円以下の罰金、
または拘留若しくは科料



道路で2台以上の自動車等を並進させたり、連なって走ったりして、交通の危険や他人に迷惑を生じさせると…

（共同危険行為）

道路交通法第68条違反

罰則 2年以下の懲役または50万円以下の罰金

行政処分 免許取消し
(欠格期間2年～5年)

勧誘・そそのかし

少年を共同危険行為に誘ったり、させる目的で少年に面会の強要や威圧を加えたりすると…

北海道暴走族の根絶等に関する条例第15条違反

罰則 6月以下の懲役
または20万円以下の罰金



運転者をそそのかして、
共同危険行為をさせると…

道路交通法第103条第1項第6号違反

行政処分 免許取消し、
停止、拒否、保留

※「欠格期間」とは取り消しを受けた後、運転免許試験を受けるようになるまでの期間です。

※運転免許を保有していない場合は、上記「免許取消し」は「免許の拒否」となり、一定期間免許を取ることが出来ません。

暴走行為、暴走族の集まる場所、不正改造車 見たら・聞いたら、通報しましょう

子どもが暴走族に入ったようだ…

暴走族の卒業生が、
うちの生徒を誘いに来る…

子ども・知り合いが
暴走行為をしているようだ

相談して
ください



相談窓口(通報先)

北海道警察本部交通捜査課 ☎ (011) 251-0110 (代表)
..... ☎ (011) 219-2424 (直通)

北海道警察函館方面本部交通課 ☎ (0138) 31-0110 (代表)

北海道警察旭川方面本部交通課 ☎ (0166) 35-0110 (代表)

北海道警察釧路方面本部交通課 ☎ (0154) 25-0110 (代表)

北海道警察北見方面本部交通課 ☎ (0157) 24-0110 (代表)

暴走行為を「しない、させない、見に行かない」